

高額療養費制度が変わります。

- 平成 27 年 1 月 1 日から、70 歳未満の自己負担限度額の適用区分が細分化され、3 段階から **5 段階になります**。なお、70 歳以上は今まで通りです。
- この改正に伴い限度額適用認定証の表記が、これまでのアルファベット（A～C）からカタカナ（ア～オ）に変わります。

<改正前>

所得区分	算定基準額
A 上位所得者 (旧ただし書 所得 600 万 円超)	150,000+ (総医療費 -500,000) × 1% < 多数回該当 : 83,400 >
B 一般所得者 (旧ただし書 所得 600 万 円以下)	80,100+ (総医療費 -267,000) × 1% < 多数回該当 : 44,400 >
C 低所得者 (市町村民税 非課税)	35,400 < 多数回該当 : 24,600 >



<改正後>

所得区分	算定基準額
ア 旧ただし書所得 901 万円超	252,600+ (総医療費 -842,000) × 1% < 多数回該当 : 140,100 >
イ 旧ただし書所得 600 万円超 901 万円以下	167,400+ (総医療費 -558,000) × 1% < 多数回該当 : 93,000 >
ウ 旧ただし書所得 210 万円超 600 万円以下	80,100+ (総医療費 -267,000) × 1% < 多数回該当 : 44,400 >
エ 旧ただし書所得 210 万円以下	57,600 < 多数回該当 : 44,400 >
オ 市町村民税非課税	35,400 < 多数回該当 : 24,600 >

出産育児一時金の制度が変わります。

- 現在、出産育児一時金の支給額は、42 万円（39 万円 + 産科医療補償制度の掛金分 [3 万円]）となっています。
今回、産科医療補償制度が見直され、平成 27 年 1 月 1 日出産分から、掛金が 3 万円から 1 万 6 千円に引き下げられます。
- これを受けまして、出産育児一時金の支給額は、40 万 4 千円 + 産科医療補償制度の掛金分 [1 万 6 千円] の合計 42 万円となります。